

標 題 栃木県入札適正化委員会(第2回)の概要について

(概要)

栃木県入札適正化委員会(平成21年度第2回)を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成21年12月18日(金)午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 永井 護 宇都宮大学工学部教授
 委員 赤塚 朋子 宇都宮大学教育学部教授
 委員 大川 容子 弁護士
 委員 阪口 勉 弁護士
 委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授
 (委員数 5名・出席委員数 5名)
- 4 審議対象期間 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 850件
 抽出案件 5件(内訳) 一般競争入札 2件
 指名競争入札 2件
 随意契約 1件
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 次長あいさつ
 - (3) 議事
 - ・報告事項
 - ・審議事項
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 7 議事等の概要
 - (1) 報告事項
 - ① 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告した。
 また、再苦情処理については、今回は該当ない旨報告した。
 - ② 抽出事案の選定理由について
 大川委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。
 - (2) 審議事項
 - ①「平成21年度森林整備林道事業(交付金)林道開設工事」について
 - ・工事箇所 佐野市作原町 林道作原沢入線
 - ・環境森林部県南環境森林事務所発注
 - ②「平21県営河川応急筒内堰第1工区頭首工上部工事」について
 - ・工事箇所 真岡市飯貝地内
 - ・農政部芳賀農業振興事務所発注
 - ③「集中制御化信号機更新工事」について
 - ・工事箇所 宇都宮市一条2丁目3-11 市役所南入口外6箇所
 - ・警察本部会計課発注

- ④「道の駅にしかた(仮称)公衆トイレ新築工事」について
 - ・工事箇所 西方町大字元字長塚364-1
 - ・県土整備部宇都宮土木事務所発注
- ⑤「擁壁工事 藤原宇都宮線その1(21県単災害)」について
 - ・工事箇所 日光市藤原
 - ・県土整備部日光土木事務所発注

(4) 審議結果について

いずれの審議案件とも概ね適正であると認められた。(詳細は、県土整備部監理課ホームページに掲載)

問い合わせ先 県土整備部監理課

所管課	発 表 者		担 当 者		
	職 名	氏 名	職 名	氏 名	電 話
監理課			課長補佐	中川 雅之	2388

(別紙)

1 抽出事項での主な質疑

(審議案件1について)

①Q 入札の参加条件はどのように設定されますか。

A 条件付き一般競争入札競争参加条件設定基準に基づき、工種や予定価格などから画一的に設定しています。

②Q 入札辞退者の辞退理由は何か。また、辞退した場合はペナルティの対象になりますか。

A 入札辞退の理由は問わないこととしており、また、ペナルティにはなりません。

(審議案件2について)

③Q 最低制限価格が決まる時期と公表される時期はそれぞれいつになりますか。

A 発注者が入札実施前に金額を決め、契約後に公表しています。

④Q 数者が最低制限価格の金額で応札し、くじ引きにより落札者決定となる案件は多くありますか。

A 例年数件あります。県では算出の基礎となる単価表や歩係をすべて公開しているため、最低制限価格を算出することは可能です。

(審議案件3について)

⑤Q 最低制限価格はどのように設定していますか。

A 警察本部においても県の最低制限価格設定基準に基づき算出しています。

⑥Q すべての入札で予定価格は公表されていますか。

A 予定価格は従前すべて公表していましたが、今年の6月から予定価格が1億円を超える工事については事後公表を試行しています。

⑦Q 事後公表の案件で入札金額が予定価格を超えていた場合はどうなりますか。

A 地方自治法の規定により、予定価格を超えた者とは契約ができません。

⑧Q 最低制限価格制度と低入札価格調査制度のどちらを採用するか決める方法は何ですか。

A 低入札価格調査制度は予定価格が土木・設備工事については1億円以上、建築工事については2億円以上の一般入札と総合評価制度を採用した一般入札が対象となります。それ以外が最低制限価格制度となります。

(審議案件4について)

⑨Q 配管や電気などの建築設備は今回の落札者が担当しますか。

A 設備工事については別途分離発注しており、今回は建築工事のみになります。

⑩Q 一括の工事で発注しなかった理由は何ですか。

A 設備業者の育成を考慮し、建築と設備を分割して発注しています。

(審議案件5について)

⑪Q 随意契約の理由は何ですか。

A 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急随意契約にあたります。

⑫Q 見積合わせの業者を選んだ理由は何ですか。

A 地域の生活道路であるため、通行を確保しながら施工する必要があり、このため所在地が工事箇所より一番近く施工能力等の条件に合う業者を選定しました。

2 その他

次回の審議案件抽出は、阪口委員が担当することになり、6月に開催する予定となった。